# 第4次芦屋市地域福祉計画【原案】(概要版)

計画期間:令和4年度(2022年度)~令和8年度(2026年度)

# 地域福祉計画とは

地域福祉とは,

「ちいき」の力をあわせて、わたしたちの 「ふ」だんの「く」らしの「し」あわせをつくること です。

地域には、高齢者や障がいのある人、子育で中の人、生活に困窮している人、生きづらさを抱えている人など、様々な人が生活しており、抱える困りごとも複雑化・複合化してきています。本計画では、誰もが地域で安心して自分らしく暮らせるよう、地域に関わるあらゆる人が「我が事」として力をあわせてともに生き、ともに支え合い、生活をともに楽しむ地域をつくりあげていくことを考え、取組を進めていきます。

# 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第 107 条に規定する市町村地域福祉計画です。また、「成年後見制度利用促進計画」と「再犯防止推進計画」を包含する計画として策定しました。

社会福祉協議会が策定する「第8次地域福祉推進計画」とも連動し、公民協働のもとでの地域福祉を積極的に推進していきます。

# 計画の目指す方向

基本 理念 みんなの参加と協働により,

誰もが心地よく暮らせる共生のまちづくりを進めます

- 芦屋市に暮らす・関わる人、団体、企業などあらゆる人が、暮らし、学び、働き、楽しむ「自分のまち」の未来を考え、「まちづくり」に参加することを目指します。
- 「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、みんながそれぞれにできることで役割を持ち、力をあわせて様々な困りごとの解決を目指します。
- 誰もが自分らしく心地よく暮らしていけるよう,人と人,人と資源がつながり,ともに支え合う孤立や排除のない共生のまちづくりを進めます。

# 基本理念

# みんなの参加と協働により、誰もが心地よく暮らせる共生のまちづくりを進めます

#### 推進目標 1

多様な機関と市が協働し地域共生を進めます。

地域住民や世帯が抱える複雑化・複合化する生活課題の解決に向け、多様な機関の連携と協 働による断らない相談支援体制を整備し、地域ぐるみで孤立や排除のない地域づくりに取り組 みます。

- 1 − 1 地域福祉の推進体制を整備します。
- ◆ 1-2 参加につながる相談支援体制の充実・強化を図ります。

#### 地域共生社会の推進と庁内外の連携体制整備

市が中心となって

市が、地域共生社会の実現に向けた仕 組みづくりを進める責任主体として,包 括的相談支援や地域づくり支援の核とな る生活困窮者自立支援、権利擁護支援等 の支援事業の機能や支援力を向上させ, 多機関や庁内関係課の連携・協働を促進 し. 多様な人の参加と協働による地域福 祉を推進するための体制を整備します。

- 地域共生のための生活困窮者自立支援の体制整備
- 2 地域連携ネットワークづくりとしての権利擁護支援 「成年後見制度利用促進計画」
- 3 地域づくりの拠点としての保健福祉センターの機能強化
- 4 地域共生推進に向けた庁内連携の強化
- 5 計画進行(管理)のプラットフォームの設置 (庁外連携を視野に)

## 推進目標3

様々な分野や世代が参加する共生のまちづくりを進めます。

福祉の分野を超えて、地域住民、関係機関、事業者、企業、団体、NPO等、本市に関わる あらゆる世代の人が参加し、地域を元気にしていくまちづくりと、支え合いで一人ひとりの暮 らしを守る福祉がつながり、みんなで地域福祉を広げていきます。多様な人たちの自由な参加 を促進し、学び合い、相互理解を深めながら、共生のまちづくりを進めます。

- ◆ 3-1 地域福祉とまちづくりの結びつきを強めます。
- ◆ 3-2 共生のまちづくりのための人材育成に取り組みます。

#### 地域福祉とまちづくりの融合の推進

みんなで

広くまちづくりに関わる企業や団体等 を含め、様々な分野や世代からの参加を 増やす取組を推進します。また, 地域福 祉活動とまちづくりの活動の結びつきを 強め、社会情勢や時代とともに変化して きている地域コミュニティやつながりの 再発見・創出に協働して取り組みます。

- 16 地域福祉とまちづくりのネットワークづくり
- 17 「こえる場!」による事業の展開と事務局機能の強化
- 18 災害に強い安全・安心なまちづくりの推進 「再犯防止推進計画」
- 19 まちづくりのための福祉人材研修・研究活動の推進
- 20 人口減少や社会変化の対応に向けた共生のまちづくり

# 推進目標2

地域の力をあわせて多様な参加の場をつくります。

地域で取り組まれている様々な活動を充実し、世代や属性を超えて人や活動がつながり、 身近な地域での支え合いを広げながら、様々な目的や役割をもって参加できる多様な居場所 や機会をつくります。

- ◆ 2-1 地域福祉を広げる取組(プログラム・活動)をみんなで考え実践します。
- ◆ 2-2 身近な地域で参加できる場づくりを進めます。

#### 公民協働による地域福祉プログラムの展開

公民がともに

市民主体の地域福祉活動の推進

市民の活動を 社会福祉協議会・ 専門職が支えて

地域住民, 社会福祉協議会, 事業者, NPO、市など地域福祉に関わる人が力 をあわせて、身近な場所での居場所の多 様化・拠点化、仕事や活動、役割づくり、 地域活動のネットワークづくりなど、活 動者や関係者の協働を進め、地域福祉の 取組を広げていきます。

- 6 全世代が自由に参加・交流できる拠点プログラムづくり
- 7 地域の力を生かした新たな就労プログラムづくり
- 8 地域支え合い推進員とともに取り組む地域活動の推進
- 9 地域発信型ネットワークをもとにした地域活動のネット ワークづくりの推進
- 10 社会福祉法人・民間事業者による社会貢献プログラムの 推進

気軽に楽しく参加できる活動を増やし,

身近な地域で交流や支え合いが生まれる よう、これまで市民が主体となって実践 してきた活動を、社会福祉協議会の活動 支援機能の強化を図りながら、さらに推 進していきます。

- 11 ボランティア活動支援と福祉学習の充実
- 12 地域福祉アクションプログラム推進協議会の活動の
- 13 ちょっとした支え合いの仕組みの充実
- 14 身近な地域での福祉活動の推進
- 15 社会福祉協議会による活動支援機能の強化



(1)~(5) 地域共生社会の推進と庁内外の連携体制整備

## 社会福祉審議会 地域福祉部会

# 地域福祉推進協議会

(16)~(20) 地域福祉とまちづくりの融合の推進

(5) 計画進行(管理)のプラットフォームの設置(庁外連携を視野に)

市・福祉専門職 地 域 福 祉 民間・まちづくり

#### 多機関の協働推進 参加の推進 地域づくりの推進 I 多様な機関と市が協働し地域共生を進めます。 Ⅱ 地域の力をあわせて多様な参加の場をつくります。 Ⅲ様々な分野や世代が参加する共生のまちづくりを進めます。 社会福祉法人連絡協議会 (ほっとかへんネット) (1) 地域共生のための生活困窮者自立支援の体制整備 身近な地域での支え合いを 話し合う場づくり 社会貢献活動との (第2層協議体づくり) (2) 地域連携ネットワークづくりとしての権利擁護支援 ⑥ 全世代が自由に参加・交流できる拠点プログラムづくり つながりづくり こえる場! ・地域支え合い推進員と • 社会福祉法人 (7) 地域の力を生かした新たな就労プログラムづくり 社協コミュニティワーカーの協働体制 企業、商店、団体 ほか (仮) 多機関協働推進会議 10 社会福祉法人・民間事業者による社会貢献 プログラムの推進 (8)地域支え合い推進員とともに取り組む地域活動の推進 構成員 •生活困窮自立相談支援事業 (17) 「こえる場!」による事業の展開と事務局機能の強化 小地域福祉活動の推進 ・権利擁護支援センター ・高齢者生活支援センター 民生委員・児童委員 (14) 身近な地域での福祉活動の推進 (地域包括支援センター) •福祉推進委員 • 障がい者基幹相談支援センター 地域ケア会議 •自治会 ほか 子育て推進課 (15) 社会福祉協議会による活動支援機能の強化 • 社協コミュニティソーシャルワーカー 総合相談連絡会 ・地域支え合い推進員(第2層) 市民活動 9 地域発信型ネットワークをもとにした地域活動のネットワークづくりの推進 (11) ボランティア活動支援と福祉学習の充実 市民活動とのつながりづくり (18) 災害に強い安全・安心なまちづくりの推進 (仮) 庁内連携会議 (16) 地域福祉とまちづくりのネットワークづくり •市民活動センター • ボランティア活動センター 構成員 •NPO法人 •地域福祉課 (19) まちづくりのための福祉人材研修・研究活動の推進 • 子育て推進課 •様々な活動をする市民 ほか (4) 地域共生推進に向けた庁内連携の強化 福祉センター ・健康課 •生活援護課 •市民参画·協働推進室 (12) 地域福祉アクションプログラム推進協議会の活動の推進 ・障がい福祉課 ・学校教育課 ボランティア活動 高齢介護課 ・青少年愛護センター (3) 地域づくりの拠点としての保健福祉センターの機能強化 (13) ちょっとした支え合いの仕組みの充実 アクションプログラム ほか (20) 人口減少や社会変化の対応に向けた共生のまちづくり

(11)~(15) 市民主体の地域福祉活動の推進

(6)~(10) 公民協働による地域福祉プログラムの展開